

建設工事における共同企業体の発注取扱要綱

平成7年3月28日

6 葛総経第374号区長決裁

改正 平成21年10月13日 21 葛総契第382号

平成24年3月29日 23 葛総契第777号

平成26年11月7日 26 葛総契第484号

(目的)

第1条 この要綱は、建設工事共同請負制度を活用することにより、大型工事又は特殊工事における葛飾区内の中小建設業者の受注機会を確保し、かつ、これら中小建設業者の工事施工能力の増強を図ることを目的とする。

(共同企業体の性格)

第2条 建設工事の規模及び特性に着目して、工事ごとに結成される共同企業体とする。

(対象工事)

第3条 共同企業体による対象工事は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年葛飾区条例第5号）第2条で定める工事のうち、大型工事又は特殊工事とする。

2 前項の規定にかかわらず、区長が特に必要と認めた場合は、共同企業体による対象工事とすることができる。

(共同企業体の構成員等)

第4条 共同企業体の構成員、結成方法等については次のとおりとする。

- (1) 構成員数 原則として2者とする。ただし、大型工事等で特に必要な場合に限り3者とすることができる。
- (2) 資格 建設工事ごとに定める入札参加資格を有する者（以下「有資格者」という。）とする。
- (3) 組合せ及び結成方法 区内業者（葛飾区における競争入札参加者の選定に係る区内業者等の認定基準（平成21年葛総契第376号総務部長決裁。以下「認定基準」という。）第2条第2項第1号で定める者をいう。）又は区内支店業者（認定基準第2条第2項第2号で定める者をいう。）1者以上を含む有資格者同士の組合せによる自主結成とする。

(出資比率)

第5条 共同企業体の各構成員の出資比率の最小限度基準は、次のとおりとする。

- (1) 2者の場合 30パーセント以上
- (2) 3者の場合 20パーセント以上

(資格審査等)

第6条 共同企業体の資格審査は、入札に参加しようとする共同企業体から、協定書、委任状及びその他の必要書類を添付した制限付一般競争入札参加資格審査申請書、施工能力審査型総合評価一般競争入札参加資格審査申請書又は希望票（電子入札案件にあつては、一般競争入札参加資格確認申請書又は希望票兼予定監理技術者等調書）が指定期日までに提出された場合に行うものとする。

2 資格審査に合格した共同企業体については、当該建設工事の入札参加業者として、他の有資格者と同様に取り扱う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、共同企業体の取扱いに関して必要な事項は、総務部長が別に定める。

付 則（平成7年3月28日6葛総経第374号）

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

付 則（平成21年10月13日21葛総契第382号）

この要綱は、平成21年10月13日から施行する。

付 則（平成24年3月29日23葛総契第777号）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則（平成26年11月7日26葛総契第484号）

この要綱は、平成26年11月7日から施行する。